

平成25年4月吉日

各位

中條建設工業株式会社
代表取締役 中條昌彦

民事再生認可決定のお礼

拝啓 平素から弊社事業に格別のご厚情とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社は、平成24年9月4日付にて神戸地方裁判所尼崎支部に民事再生手続開始の申立てを行っておりましたが、平成25年4月24日付で神戸地方裁判所尼崎支部より、再生計画案の認可決定がなされました。これもひとえに債権者の皆様、お取引先様の皆様のご理解とご協力の賜物と心より御礼申し上げます。

また、認可いただきました再生計画に基づき本社・駐車場の売却を計画してきましたが、先般売却先が決まり、本社を下記に移転いたしましたことを合わせてお知らせいたします。今後の事業活動においては、各部門の合理化を進めるとともに、コンプライアンスを徹底し、社員全員が一丸となって一層の努力をして参る所存でございます。

何卒引き続きのご支援・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

移転先住所

661-0022 尼崎市尾浜町1丁目34-9 尼崎市管工事会館3F

TEL 06-6427-6750

FAX 06-6427-6758

電話 FAX 番号は従来通りです

敬具

平成24年(再)第1号 再生手続開始申立事件

決 定

兵庫県尼崎市南塚口町七丁目17番11号
再生債務者 中條建設工業株式会社
代表者代表取締役 中條 昌彦

主 文

本件再生計画を認可する。

理 由

債権者集会において可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

平成25年4月24日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

裁判官 大 西 忠 重

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 板倉 千明

